

第 5 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書
第 5 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(北薩森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自	平成 2 7 年 4 月	1 日
至	平成 3 2 年 3 月	3 1 日

(平成 2 8 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局

第 5 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(北薩森林計画区)

(第 1 次 変 更 計 画)

計 画 期 間

自 平 成 2 7 年 4 月 1 日

至 平 成 3 2 年 3 月 3 1 日

(平 成 2 8 年 3 月 変 更)

九 州 森 林 管 理 局

地域管理経営計画の変更について

[変更理由]

豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努めるため、新たに「遊々の森」の設定を行うため、管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第8項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成28年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成27年3月策定、計画期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日）の変更内容

（1）「6 国民の参加による森林の整備に関する事項」の「（3）その他必要な事項」を上記理由により変更する。

目 次

6 国民の参加による森林の整備に関する事項	1
(3) その他必要な事項	1

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(3) その他必要な事項

名称	面積 (ha)	位置 (林小班)
<u>遊々の森</u>	<u>4.47</u>	<u>2108に～ほ2</u>

第5次国有林野施業実施計画書

(北薩森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成27年4月	1日
至	平成32年3月	31日

(平成28年3月変更)

九州森林管理局

国有林野施業実施計画の変更について

[変更理由]

「遊々の森」の協定が締結されたことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成28年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成27年3月策定、計画期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日）の変更内容

（1）「8 その他必要な事項」の「（2）フィールドの提供」を上記理由により変更する。

目 次

8 その他必要な事項	1
(2) フィールドの提供	1

8 その他必要な事項

(2) フィールドの提供

対象地（林小班）	設定の目的	備考
<u>2108に～ほ2</u>	<u>遊々の森</u>	<u>平成27年7月30日協定</u> <u>NPO法人しいのきの森小床</u>